

## 7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

### (1) 生息環境の保護

シカの生息環境を保護するため、現在指定されている鳥獣保護区の継続に努めることとするが、著しいシカの高密度化等による自然植生の劣化や農林業被害が発生している地域については、他の鳥獣の生息環境の保護について十分考慮し、鳥獣保護区の指定区域の見直しや指定区域内における狩猟の取り扱いについても検討を進める。

### (2) 生息環境の整備

#### ア 森林整備による生息環境整備

共生ゾーンにおいては、荒廃した里山林の整備や人工林の針広混交林化、広葉樹の植栽等により生息環境の改善を図る。

#### イ 生息環境整備と個体数調整の一体的実施

間伐等の森林整備実施地においても、個体数調整との連携が不十分な場合には、シカの高密度化や累積的な採食圧により林床植生の回復が著しく妨げられている。そのため、森林整備等による生息環境整備と個体数調整の連携を強化し、計画的かつ一体的に取り組むこととする。

#### ウ 個体数増加の防止

森林伐採や草地造成、放棄され草原化した耕作地、法面等の緑化により作り出された草地及び牧草地、放牧地はシカにとって餌量が多い環境であるため、個体数の増加や高い繁殖率の引き金となっている。このことから、個体数の増加をもたらすことのないよう、また、高い繁殖率を維持する要因とならないよう、次のとおり環境を改善する施策を推進する。

- ・ 林縁部における耕作放棄地の解消
- ・ 森林整備を実施した箇所における剥皮防止帯の設置等
- ・ 牧草地における侵入防止柵の設置
- ・ 放牧地において設置されている柵の改善

## 8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

### (1) 被害防止対策

#### ア 農林業被害対策

シカによる被害への防除対策の柱は防護柵である。林業被害にしても、農業被害にしても、防護柵によってシカの侵入を防止することが最も効果的な対策である。シカの生息地と農地を分断する目的で設置した広域柵は、被害対策として一定の成果をあげているが、未設置箇所や開口部での被害の発生が見られることから、維持補修や開口部対策、未設置箇所への防護柵設置を推進することとする。

また、樹幹部の剥皮害防止のため、ネット等による保護を推進する。

## イ 自然環境に対する被害対策

自然植生への強い採食圧がかかっている地域では、捕獲圧を高めるとともに、植生防護柵の設置など植生の保護について、関係機関が連携して検討、対策を実施する。

## ウ 地域での自立的かつ総合的な取り組みの促進

市町村等は、農業者等の農地の適切な利用への指導・助言及び地形、作物等地域の実情に合わせ、必要に応じて半恒久的な防護柵の設置などの被害防除への支援など、地域全体の被害を軽減するよう被害対策を実施することとする。

県は、地域野生鳥獣被害対策連絡会議を通じて、広域的な連携・調整を行うことにより効果的な被害防除体制の確立を目指すほか、市町村等が実施する被害対策に必要な支援・助言、地域で助言等を行うリーダーの育成、試験研究機関での実証事例の情報収集、提供等に努めるものとする。

## (2) モニタリング等

野生動物の生息状況や生息環境は常に変化しており、自然環境や土地利用等の影響を受けるため、生息状況や被害状況など管理に必要な項目についてモニタリングを定期的実施する。

ニホンジカ保護管理検討会等においてモニタリングの結果を検証し、効果的な管理に活用するほか、必要に応じて本計画及び事業の見直しの検討を行う。

モニタリングの結果と、地形、自然植生や人工林等の生息環境の情報、シカ個体群の情報、被害情報、管理事業の実施状況等は地理情報システム(GIS)上で整理し、集積する。

### ア 生息状況

捕獲情報や糞塊法等による定期的な生息密度調査、生息動向調査を実施する。

### イ 被害及び自然植生の回復状況

農林業被害を把握するため、「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」等により被害地、被害品目、被害量等の情報を収集するとともに、新たな被害把握手法の開発を検討する。また、自然植生の回復状況を把握するため、実地踏査や植生防護柵内外の植生比較調査等を実施する。

### ウ 捕獲状況及び個体群特性

捕獲状況を把握するため、狩猟者等から出猟日、捕獲日、捕獲場所及び雌雄別の捕獲頭数などの報告を徹底させるとともに、管理捕獲においては、個体群特性を把握するためのオスの角のポイント数、妊娠の有無等の情報など、シカの個体数変動シミュレーションの指標となる各種情報の収集に努める。

### (3) 計画の実施体制

計画の実施に当たっては、国、県、市町村、研究機関、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等が連携して取り組むこととする。

#### ア 検討会及び協議会の設置

県は、第二種特定鳥獣管理計画の策定又は変更、同計画の実施状況の評価等に係る検討を行うため、学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、市町村等により構成される山梨県ニホンジカ保護管理検討会を設置する。

併せて、関係機関相互の連携による捕獲対策及び被害防止対策等の円滑な実施のため、市町村、農林業団体、狩猟者団体等により構成される野生鳥獣被害対策連絡協議会を設置する。

#### イ 役割分担

県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等、多様な実施主体がそれぞれの役割に応じ、モニタリング、被害状況の調査を行うとともに、各種事業を実施するものとする。

なお、県は、市町村等が実施する管理捕獲、被害防除等の事業に対して助成を行う。

#### ウ 評価

山梨県ニホンジカ保護管理検討会等の意見を聞く中で、毎年度、前年度に実施した事業の評価・検証を行うとともに、その結果を、第二種特定鳥獣管理計画の変更や次年度の実施計画の作成に反映させる。

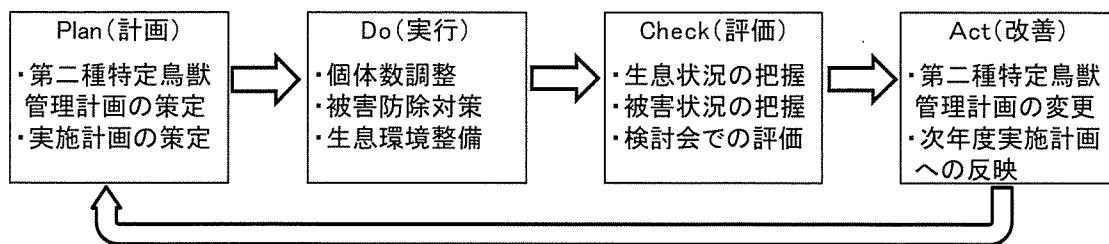


図 20 計画の実施体系

### (4) 普及啓発・広報活動

シカによる農林業被害の状況や管理事業の実施について、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は、シカの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表するよう努める。

市町村はシカの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対し、シカに関する基本的知識の周知、住民自らが取り組める対策の普及促進に努める。

### (5) 関係都県等との連携

県内のシカは、隣接する東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、長野県にまたがる行動域を有しているため、これら関係都県と連携し、分布状況、被害状況、

捕獲状況等について情報交換を行うとともに、共同捕獲など効果的な管理事業の実施に向けた取組みを推進する。

また、県内には三つの国立公園があり、そのいずれにおいてもシカによる被害が発生しているため、国（環境省）とも連携を図りながら管理事業を実施する。

同時に、国有林を所管する国（林野庁）とも情報交換等の連携を図る。

## **(6) その他**

管理事業の実施にあたっては、県（森林総合研究所、富士山科学研究所、総合農業技術センター等）や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について研究を進めて行く。

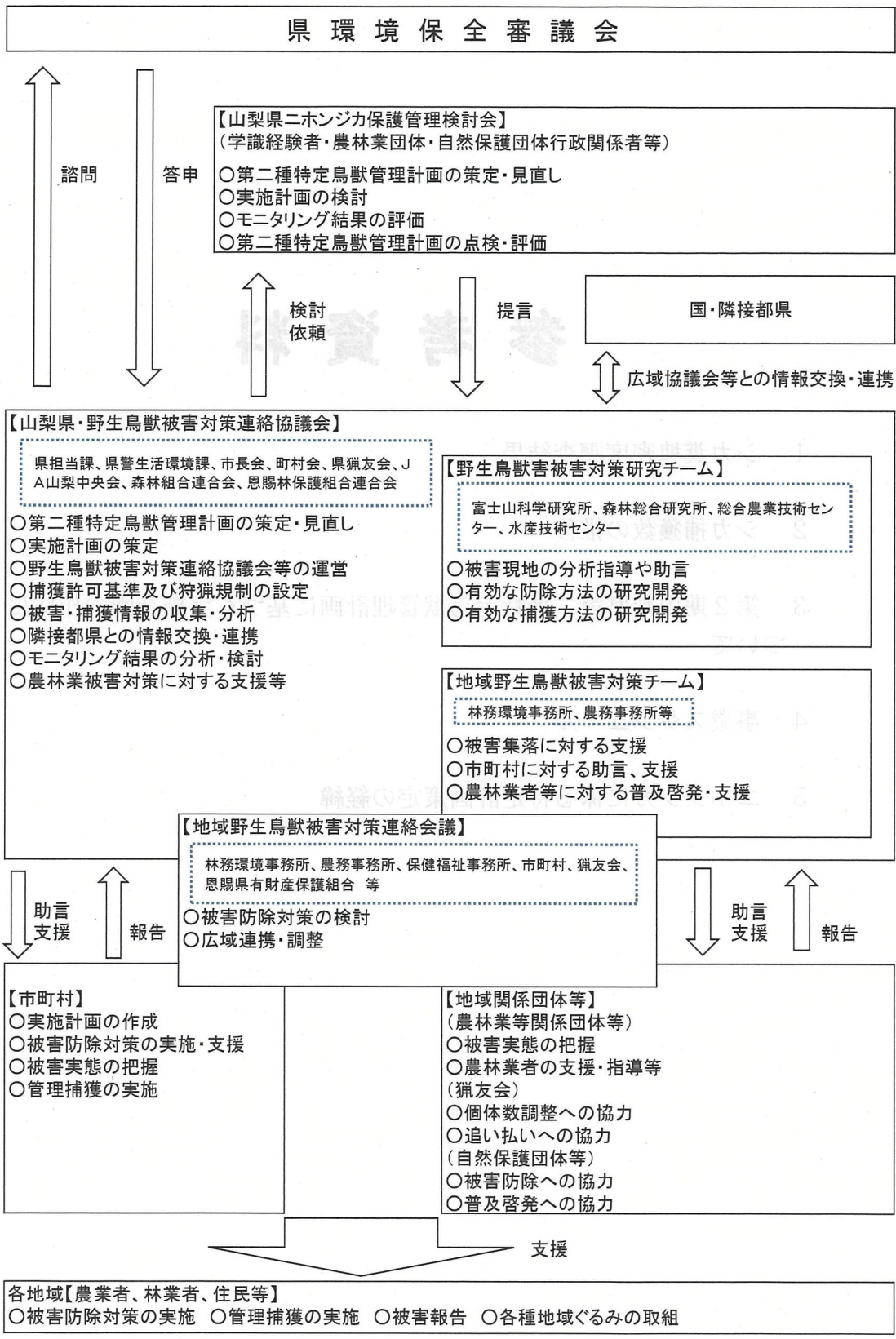
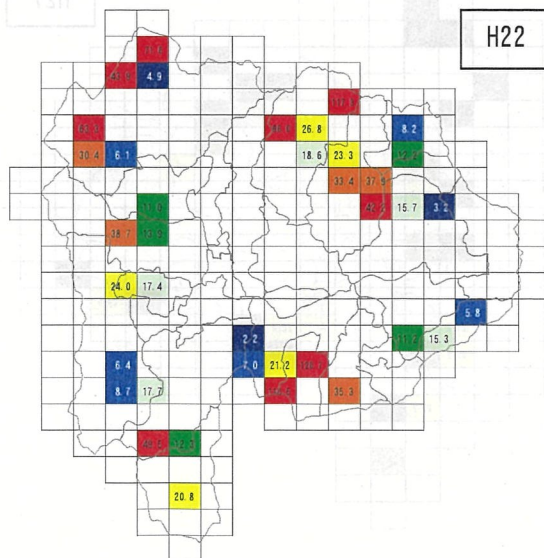
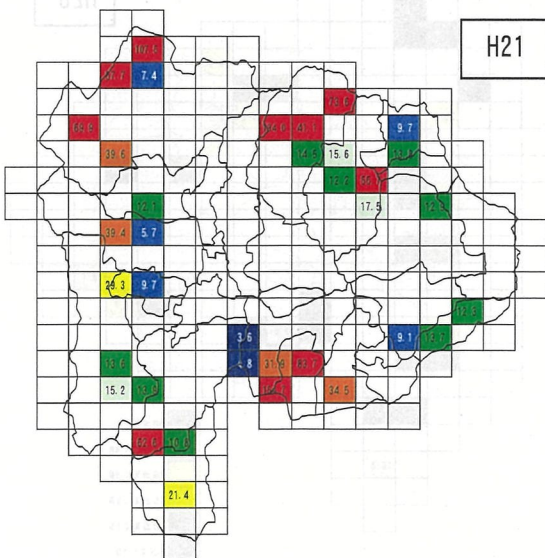
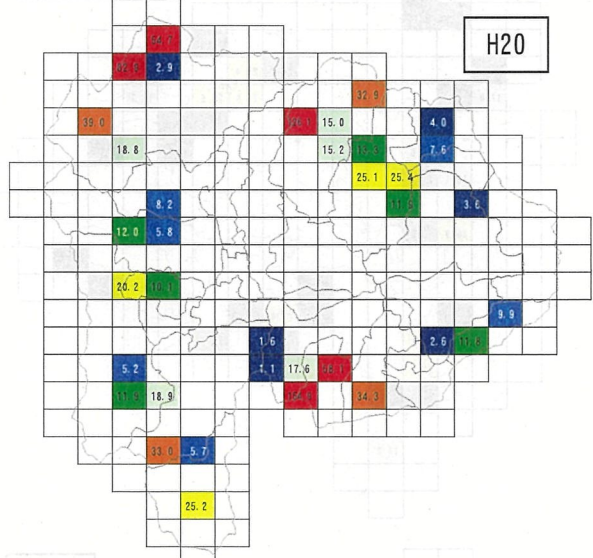
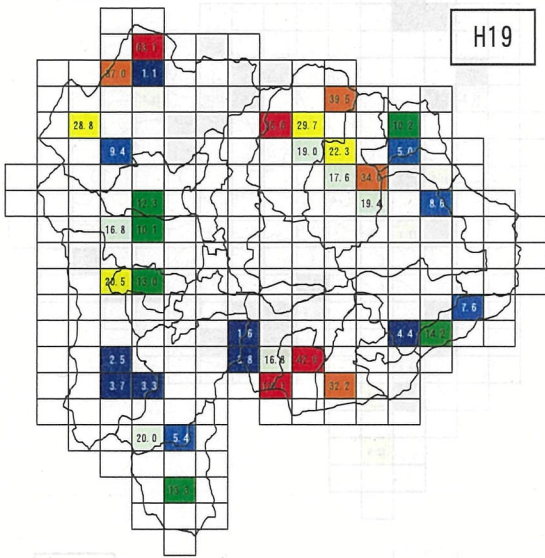
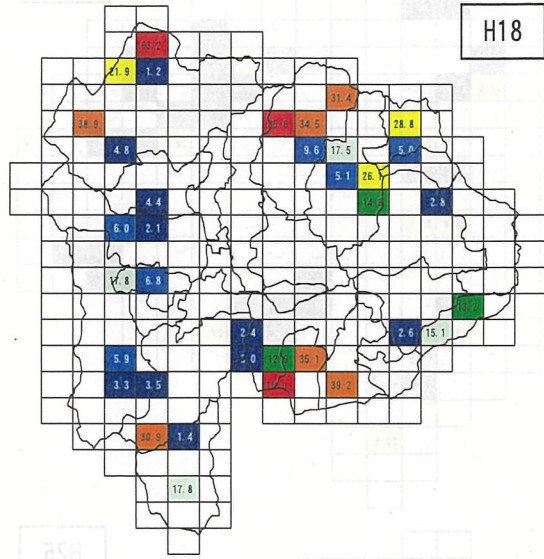
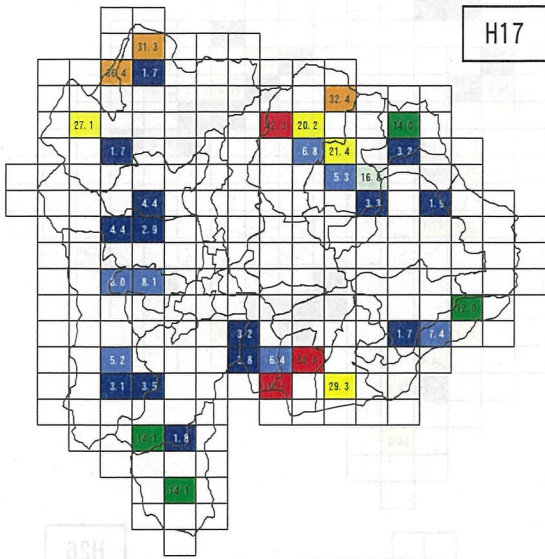


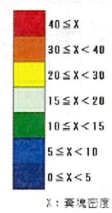
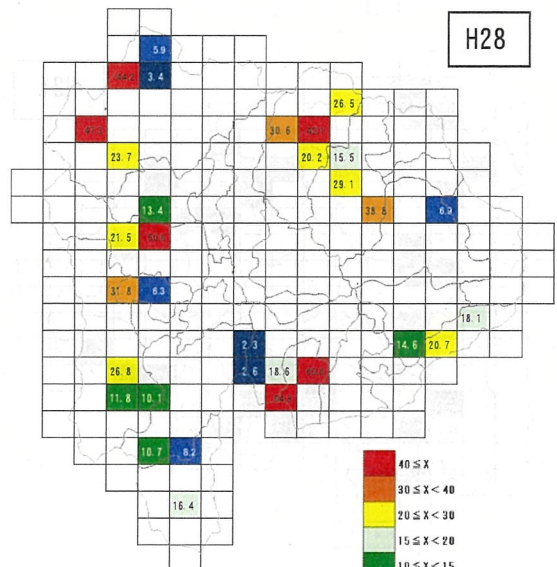
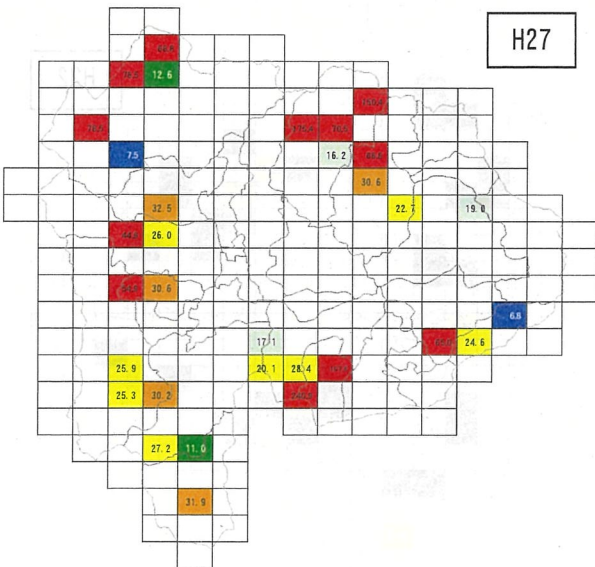
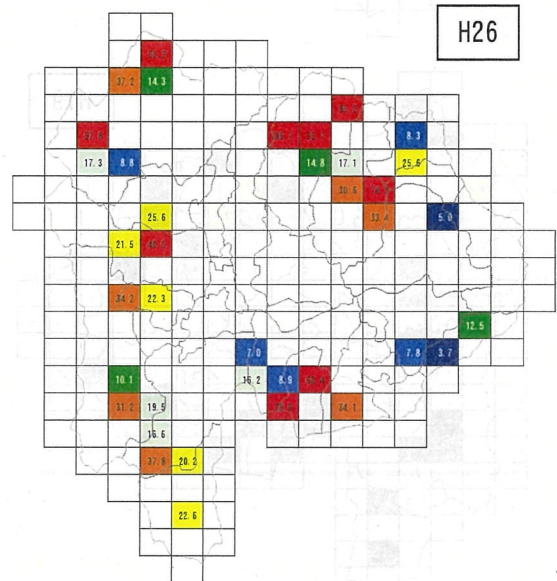
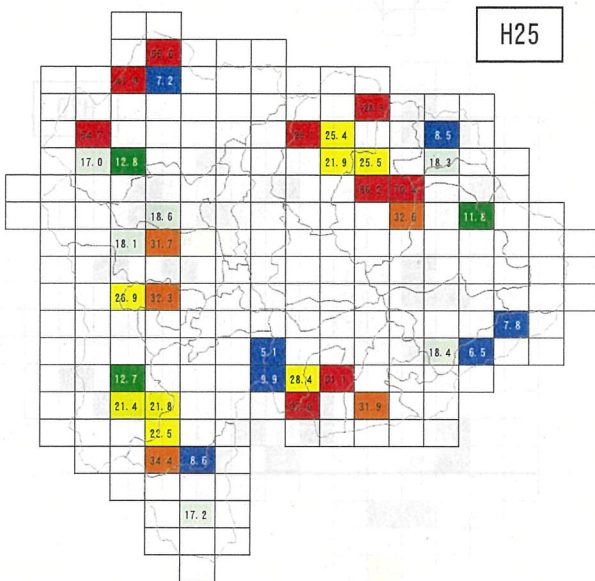
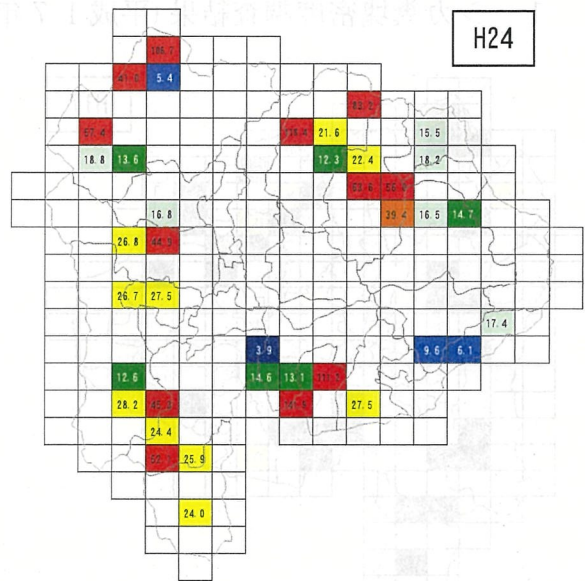
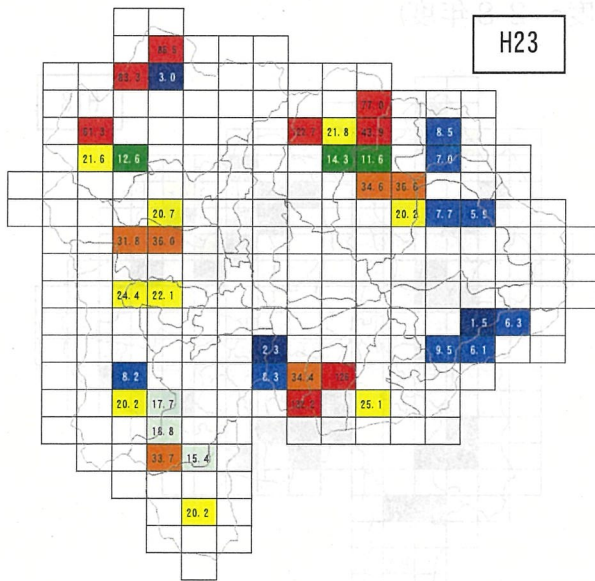
図 21 計画の実施体制

# 参 考 資 料

- 1 シカ糞塊密度調査結果
- 2 シカ捕獲数の推移
- 3 第2期山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づく実施計画の作成について
- 4 事業スケジュール
- 5 ニホンジカに係る特定計画策定の経緯

1 シカ糞塊密度調査結果 (平成17年度～28年度)







## 2 シカ捕獲数の推移

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
狩猟	オス	1,389	1,395	1,834	1,767	1,816	1,734	1,669	1,796	1,728	1,596
	メス	781	808	1,296	1,384	1,311	1,486	1,459	1,616	1,949	1,698
	不明		2	17	56	69	260	237	209	72	215
	計	2,170	2,205	3,147	3,207	3,196	3,480	3,365	3,621	3,749	3,509
有害	オス	141	218	25	63	46	85	120	44	110	167
	メス	135	178	46	56	47	45	107	48	64	72
	不明			14		31	51	100	206	124	80
	計	276	396	85	119	124	181	327	298	298	319
管理	オス		216	771	1,467	1,541	1,770	2,940	3,344	3,524	4,218
	メス		161	660	1,279	1,517	1,724	2,560	3,916	4,171	5,076
	不明	227			5	6	36	583	2	7	47
	計	227	377	1,431	2,751	3,064	3,530	6,083	7,262	7,702	9,341
合計	オス	1,530	1,829	2,630	3,297	3,403	3,589	4,729	5,184	5,362	5,981
	メス	916	1,147	2,002	2,719	2,875	3,255	4,126	5,580	6,184	6,846
	不明	227	2	31	61	106	347	920	417	203	342
	計	2,673	2,978	4,663	6,077	6,384	7,191	9,775	11,181	11,749	13,169

## 3 第2期山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づく実施計画の作成について

### (1) 実施計画策定手順

手順	作成者	内 容
①	市町村	被害地図の作成（毎年度補正） 生息情報地図の作成（順次作成）
②	市町村	市町村ごとに実施計画作成（毎年度） ・地域の地形、作物の状況に応じた被害防除の選択
③	県	市町村ごとの実施計画の取りまとめ→県の実施計画の策定
④	市町村	市町村ごとの実施計画に基づく被害防除対策の実施
⑤	県	市町村の取り組みへの支援

### (2) 被害地図の作成

被害場所、被害時期、被害内容（農作物、林業）、狩猟を含む捕獲情報、防護柵設置等被害防除対策を一元的に把握することにより、効果的な防護柵の設置や管理捕獲の実施に資するため、市町村において被害地図を作成する。

【記載情報】：①被害場所、②被害時期、③被害内容(被害作物、被害額)、  
④防護柵の設置場所、⑤個体捕獲場所・方法・雌雄別頭数、  
⑥耕作放棄地、⑦草地、⑧森林、⑨その他必要な事項  
具体的には、1/10,000 程度の市町村管内図等を使用する。

### (3) 実施計画の作成

市町村は、被害地図、被害状況に関するモニタリング結果等を活用し、市町村の各地域(集落)における防護柵設置計画と管理捕獲計画等を明示した実施計画を作成する。

#### 【被害防除対策】

- ・防護柵の設置予定箇所、延長

#### 【個体数調整】

- ・地域(集落)ごとに管理捕獲の地理的範囲、時期(月)、頭数を設定。
- ・県から内示される管理捕獲基準頭数を基に、被害状況のモニタリング結果等から管理捕獲計画頭数をまとめる。

#### 【生息環境整備】

- ・市町村実施の森林整備予定箇所、事業量等

平成 年度 ニホンジカ管理事業計画

1 被害状況

(1) 農業被害

被害地区	被害作物	被害量 (面積等)	被害対策の状況	問題点	H 年度被害防除対策 実施予定

(2) 林業被害

被害地区	被害作物	被害量 (面積等)	被害対策の状況	問題点	H 年度被害防除対策 実施予定

2 ニホンジカの生息状況

(1) 捕獲実績

区分		H 年度	H 年度	H 年度	H 年度	H 年度
個体数調整	オス					
	メス					
	小計					
有害	オス					
	メス					
	小計					
計	オス					
	メス					
	小計					

(2) 目撃データ

場所	H 年 月	H 年 月	H 年 月	H 年 月	H 年 月	H 年 月

生息数増減についてのコメント
----------------

### 3 捕獲計画

#### (1) 目標頭数

市町村目標頭数 頭

目標頭数の根拠等を記入
-------------

#### (2) 捕獲計画（個体数調整）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月別捕獲計画						
累計						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別捕獲計画						
累計						

#### (3) 捕獲実施方法

月	事業実施等の内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

(4) 個体数調整の計画と実施

個体数調整は、管理捕獲と狩猟による捕獲頭数について、年次計画を定めて実施する。

狩猟の計画数量は、過去5年間の平均値を参考とする。

「植生回復目的の管理捕獲」については、モニタリング結果等を勘案して算定し、「農林業被害軽減目的の管理捕獲」については前年度の捕獲実績、被害に関するモニタリング結果等を勘案して基準頭数を定める。

県は、農林業被害軽減のための管理捕獲基準頭数を各市町村等に内示する。

市町村等は、基準頭数を基に被害状況に関するモニタリング結果等から管理捕獲計画頭数を算定し、個体数管理、被害防除対策等を定めた実施計画を作成する。

管理捕獲の実施者は、捕獲終了後、実施日（捕獲の有無に関わらず）、従事者数、雌雄別捕獲数、雌雄別目撃数、捕獲場所、捕獲方法（銃器又はわな）等を記載した山梨県ニホンジカ捕獲個体調査票と山梨県ニホンジカ管理捕獲事業出猟カレンダーを作成し、市町村等に提出する。

市町村等は、管理捕獲の実施者から上記の書類を受領し、県に提出するものとする。

(5) 個体数調整スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理捕獲（県）	←											→
管理捕獲（市町村）	←											→
狩猟									←			→

整理番号  
メッシュ番号ごとの通し番号


山梨県ニホンジカ捕獲個体調査票

捕獲年月日	平成 年 月 日	個体番号 同じ日に捕れた個体に通し 番号をつけて下さい	
-------	----------	-----------------------------------	--

【捕獲者および捕獲場所】

捕獲者	【事業者名】		
	【氏名】		
捕獲方法	(1)銃 (2)その他( )		
捕獲場所 及び メッシュ番号	市・郡		町・村
	字	通称	地内
	鳥獣保護区等位置図メッシュ番号		

【捕獲個体の内容と採取部位】該当するものを○で囲んでください。

性別	①オス	②メス	③不明
1. オス	①角の状態 袋角(皮に被われた角) ・ 枯れ角 ・ 落角中		
	②角の枝数(該当する形を○で囲んで下さい)		
			
	0 角なし ①1本角 ②先端が ③2本角 ④3本角 ⑤4本角 分枝		
2. メス	①乳汁の分泌(乳をしぼると乳が出るか)		あり ・ なし ・ 不明
	②乳腺の発達(乳房が大きくなっていったか)		あり ・ なし ・ 不明
	③胎児(妊娠の有無)		あり ・ なし ・ 不明
	④胎児の数と性		合計 頭
	内訳(オス	頭 メス	頭 不明 頭)
体長	cm		体重 キログラム
胃の内容物	採取あり( )		採取なし

## 山梨県ニホンジカ管理捕獲事業出猟カレンダー

氏名	
----	--

出猟年月日	出猟した地域の メッシュ番号	シカ目撃数				シカ捕獲数			
		♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計

#### 4 事業スケジュール

項目	事業名	5 箇年計画等	H29	H30	H31	H32	H33
計画策定	実施計画作成	毎年度作成	←	←	←	←	←
	次期計画の策定						←
個体数調整	管理捕獲（県）	毎年度計画作成	←	←	←	←	←
	管理捕獲（市町村）	毎年度計画作成	←	←	←	←	←
	狩猟	毎年度計画作成	←	←	←	←	←
	担い手育成	講習会等開催	←	←	←	←	←
生息環境整備	森林整備		←	←	←	←	←
	モデル区域設置		←	←	←	←	←
被害防除対策	獣害防護柵設置		←	←	←	←	←
	植生防護柵設置		←	←	←	←	←
モニタリング	個体群・生息環境	毎年度実施	←	←	←	←	←
	被害調査の実施	毎年度実施	←	←	←	←	←

#### 5 ニホンジカに係る特定計画策定の経緯

- ・第1期特定鳥獣保護管理計画（H17年4月1日～H19年3月31日）
- ・第1期変更期特定鳥獣保護管理計画（H19年4月1日～H24年3月31日）
- ・第2期特定鳥獣保護管理計画（H24年4月1日～H27年5月28日）
- ・第1期第二種特定鳥獣管理計画（H27年5月29日～H29年3月31日）



第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画

平成29年3月策定

山梨県森林環境部みどり自然課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話055-223-1520

